

掛川市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。その関係図面は、平成27年3月3日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

掛川市長 松井三郎

市道廃止路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	下小笠川右岸北線	大坂字八ツ5784-4	大坂字釜田7039	